

9、解雇手當は勤続一ケ年に付原則として一ケ月分支給すること

10、女工皮剥及塗工賃金二割増額のこと

11、中食時湯茶を出すこと

12、少年工を威壓使役せざることを

13、病氣中出勤を強制せざることを

14、疾病其他に因る無届欠勤の場合月給の一割乃至三割引制度を廢止すること

15、争議中の日給全額支給のこと

十二、争議經過

従業員側は前項要求書等の實施方を要望して各自宅に引籠りて罷業し、事業主は右要求を拒絶せんとする意嚮なりしところ、小倉市砂津富田行雄氏兩者の間に斡旋調停したる結果六月四日に至り次の條件並に金一封(金二拾圓)を手

十二、解決條件

交することにて解決することとなつた。

1、工場法を即時適用すること

2、労働時間一ケ年を通し一日平均十一時間半とすること但食事時間三十分を與ふること

3、少年工に對し特に獎勵方法を講ずること

4、公傷職業に依る疾病ウルシカブレ等に對して其藥代治療費其他を労働者に自辨せしめざることを

5、退職慰勞金として毎月一日分の日給額を事業主負擔にて積立て解雇の場合支給すること従前の分に對しては此の額を三分の一とすること但し不都合の所爲ありたる場合は支給せず

6、本争議に因りて犠牲者を出さざること

以上